

2019年10月28日

桜井市社会保障推進協議会
会長 下井直美
桜井市大福240-1
大福診療所気付

2019年切実な要求実現を求める要望書

日頃より、医療・福祉・介護・教育の充実など市民の暮らしを守るとともに桜井市の発展のためご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

私たち桜井市社会保障推進協議会は毎年のキャラバン行動や、桜井市との懇談を通して地域の実態を共有するとともに、切実な要求の実現や課題の解決に取り組みを進めてきました。また、この間のみなさんの丁寧なご対応とご協力に感謝を申し上げます。

地域住民のだれもが願うのは「安全・安心・平和」です。「格差と貧困」をなくし、安心して働き暮らすことができる職場と社会づくりです。さらにゆきとどいた教育で、子どもたちの未来に希望が持てる社会にすることです。それは、市内に住んで、働くことが喜びとなる「地域の活性化」「持続可能な地域づくり」につながっていくと考えます。

桜井市社会保障推進協議会は2002年5月の結成以来、医療、介護、子育て、生活保護など社会保障制度のより一層の充実や、日々の暮らしに関わる様々な要求実現に向けて草の根からの活動を続けてまいりました。今回も市民のいのちと暮らしに関わる切実な要望を提出いたします。ご検討の上、是非とも文書でのご回答をお願い申し上げます。

記

I. 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金（45ℓ袋）を元に戻しさらに引き下げてください。

【回答】（環境部）

ごみ処理料金につきましては、環境の保全、ごみの減量化、資源の有効利用を図るために、平成12年10月から、ごみ処理経費の一部として市民の皆様にもご負担いただいております。

ごみ処理料金の見直しにつきましては、これまでも他の自治体との比較や類似団体の状

況なども勘案して検討を行ってきました。

ごみ搬入処理手数料につきましては、平成 12 年から平成 18 年の間において、段階的に料金の引上げを行い、それ以降は料金の変更は行っておりません。

今回の指定収集袋料金の見直しですが、市の財政状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、全体の見直しをいたしました結果、まず、大袋（45ℓ）の見直しをさせていただき、今後、中袋（30ℓ）、小袋（15ℓ）については、段階的に検討していきたいと考えております。

また、平成 26 年度における消費税率 8%増税時は据え置いた経緯があり、今般の消費税率 10%増税に伴う、市の経常経費等の支出増加を見込み、見直しをさせていただきました。

し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料につきましても、消費税率 8%増税時には据え置いた経緯があり、同様に、今回、見直しをさせていただきました。

今後においても、他の自治体の状況やごみ処理に係る経費、その他社会情勢の変化による影響など総合的に判断し、行財政改革の取組みの一つとして、慎重に検討していきたいと考えております。

2. 大和高田市、橿原市、五條市、宇陀市などでは、祭日や振替休日であってもゴミの収集を行います。

月・木コースは、月曜日が祭日または振替休日となり近年増している傾向にあり、未だ燃やせるゴミ収集回数に不公平が生じ困惑しています。桜井市でも、祭日や振替休日であってもゴミの収集をおこなってください。

【回 答】（環境部）

燃やせるごみの収集日が、月・木コースの市民の皆さまには、月曜日が祝祭日又は振替休日となり、年度によっては休日が増えておりますことから、燃やせるごみの収集回数に不公平が生じ、大変ご迷惑をおかけしております。

すべての祝祭日や振替休日の収集については、職員の出勤体制や人員配置等クリアすべき

課題もあり、収集及び施設全般の業務に波及することから、非常に困難な状況にあります。

このような状況ではございますが、本年度10月以降の下期において、月木、火金両コースとも同じ収集回数とし、対応しているところです。

今後も、収集日の間隔が開きすぎるなど市民サービスに支障が生じることのないよう、可燃ごみの収集にできるだけコースの違いによる不公平の生じないよう、引き続き、検討してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますよう、お願いいたします。

3. 日立造船との長期ごみ焼却炉等管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起こっていても市ではつかみにくいので、第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせてください。環境基準値以上のダイオキシンが発生するなど炉に問題が生じた場合は、すみやかに市民に情報公開をしてください。

【回答】（環境部）

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視（モニタリング）することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し、運営監視を行っています。

また、定期点検時の各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導をしております。

ダイオキシンなどの有害物質については、環境基準値を超えないように運転管理を行っており、万が一、基準値を超える有害物質が発生した場合や、それ以外にも市民生活に影響する重大な事項が生じた場合は、速やかに市民に情報公開いたします。

4. 2023（令和4）年11月に日立とのごみ処理委託が終了しますが、長期委託契約の検証をおこなったうえで、契約終了後の新たなごみ処理施設のあり方について早く検討をおこなってください。

【回答】（環境部）

本市のごみ焼却施設は、平成14年11月に竣工し、稼働からまもなく20年が経過し、老朽化による更新を迎える機器設備が多数になることから、ごみ処理費の増加が予想されます。そのことから、今後の運営及び整備のあり方につきましては、リサイクルの浸透や人口減少によるごみ量・ごみ質の変化、工事費・運営費・調査費・計画費・設計費などの老朽化対策における課題やコストを整理・検討し、より効果的で最適な方向性を見出すことが必要であります。今後予想されます施設の長寿命化や施設委託管理業者の選定など新たなごみ処理施設のあり方につきましては、早い段階で検討をしてまいります。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場の埋め立て事業は終了しましたが、引き続き市は県とも協力をしながら処分場の悪臭対策、水質管理、産廃場の崩落防止対策について、安全が完全に確認されるまで監視を続けてください。

【回答】（環境部）

市といたしましては、平成26年5月28日に当該最終処分場及び周辺的环境保全を図ることを目的として、事業者と環境保全協定書を締結しました。これに基づき、奈良県と地元4ヶ大字区長の立ち会いのもと、臭気検査や水質検査を定期的に行っております。今後も指導監督責任のある県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分な監視を行っていきたいと考えております。

6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表をおこなってください。

【回答】（環境部）

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所（奈良市・下市町・宇陀市・大和高田市）で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。桜井市におきましても奈良県景観・環境総合センターより、空間放射線量率測定器（サーベイメータ）を借りて、桜井市役所・グリーンパーク・大福小学校付近・纏向小学校付

近・初瀬小学校付近の5ヶ所におきまして、空間放射線量率の測定を行う予定です。今年度の測定時期につきましては、12月中に実施予定です。

【参考】平成30年度測定結果（正常値の範囲内（ $1.00\mu\text{Sv/h}$ 未満））

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 桜井市役所 | $0.06\mu\text{Sv/h}$ |
| ② 桜井市グリーンパーク | $0.09\mu\text{Sv/h}$ |
| ③ 大福小学校付近 | $0.06\mu\text{Sv/h}$ |
| ④ 纏向小学校付近 | $0.05\mu\text{Sv/h}$ |
| ⑤ 初瀬小学校付近 | $0.07\mu\text{Sv/h}$ |

7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」の策定を行ってください。その上で①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を拡充して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

【回答】（環境部）

奈良県においては、平成25年3月に奈良県エネルギービジョンを策定し、平成28年3月に第2次奈良県エネルギービジョンが見直されましたが、桜井市として地域新エネルギービジョンの策定は、今のところ予定しておりません。

- ① 桜井市におきましても、平成25年7月1日から住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付制度を開始しました。奨励金の交付については、桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券により交付してきました。

本件制度は、開始当初は太陽光発電システム設置費用が高額であり、普及推進のための奨励金という意味合いが強かったのですが、現在は設置費用も安価になり、あわせて太陽光発電など新しいエネルギーに対する住民の意識も向上し、行政からの助成がない場合においても、設置しやすい状況が整ってきたと考えられます。

この間、国、県やその他の自治体も廃止する傾向にあります。

平成 25 年度の制度開始以来、募集件数 60 件に対し、本市への申請件数は、平成 25 年度は 40 件、平成 26 年度は 60 件、平成 27 年度は 60 件、平成 28 年度は 47 件、平成 29 年度は 41 件、平成 30 年度は 41 件で、平成 26 年度及び 27 年度の 60 件をピークに、平成 28 年度以降は年々減少傾向が続いています。

また、桜井市環境基本計画に基づき創設いたしました本件奨励金制度につきましては、再生可能エネルギーの普及推進という点で地球温暖化対策としても、市民の意識付けを含め一定の効果があったと考えています。

このような状況を総合的に判断し、平成 30 年度限りで本件制度を廃止することといたしました。

今後は、国内の情勢や他の自治体の取組み状況、或いは本市の地域特性等を踏まえながら、必要の都度、検討していきたいと考えております。

【回 答】（環境部・農林課）

- ② 河川の水を貯めることなく、そのまま利用する小水力発電については、県内では先進事例として吉野小水力利用推進協議会の取組みがあります。

吉野町の標高 450m の山間にある集落で、雪や台風で停電が起きることが多いことから、大規模な災害が発生すれば孤立する危険度も高く、

電源の確保が切実な問題であるとのことから、具体的な解決策として小水力発電に住民全体で取り組むことを目的として、平成 24 年 7 月に発足され、自治会総出によるボランティア活動として取り組まれていると聞いております。

小水力発電の抱える問題として恒常的な発電が可能な水流の確保や、実施主体の形成があります。特に、地域住民がいかに主体的にやる気になって動き出すか、この動きを作れなければ、小水力発電は普及しないと言われております。

吉野町のように雪や台風で孤立する危険度が多く、電源確保が切実な状況下で住民が主体となって取り組むことで普及が進むものであり、取り組みが必要とされる相談が

あれば進めさせていただきます。

【回 答】（農林課）

- ③ このことにつきましては、平成26年度より桜井市ホームページに間伐未利用材の買取について、バイオマス発電施設の燃料となる木材の買取について掲載させていただいております。買取には桜井市森林組合が発行する納品書（合法木材の証明書他）が必要になります。これからも引き続き啓発に努めさせていただきます。

II. 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 桜井市休日夜間応急診療所において、平日の夜間の内科の応急診療について、受診者数が少ないという理由で木曜日だけに縮小されましたが、市民の要望があれば、再度、再開してください。また、小児科も診れる医師を配置してください。

【回 答】（けんこう増進課）

桜井市休日夜間応急診療所の運営にあたりましては、桜井市医師会のご理解とご協力のもと、平成28年8月から市保健福祉センター「陽だまり」において診療を行ってまいりましたが、約2年間の受診状況を検証し、昨年8月から、木曜日の夜間と日曜、祝日のみの開設としました。

経緯としまして、市医師会の先生方のご理解により、市内の医院、診療所などにおいては、比較的遅い時間まで診療をしていただけること、また、特に、季節性のインフルエンザ流行時などには、診療時間を過ぎても診察していただいております。運営の縮小につきましては、これまでの受診実績を元に検討を重ね、医師会や桜井市休日夜間応急診療所運営協議会でもご協議いただき、ご承認をいただいたものであり、木曜日夜間の診療は、休診の医院や診療所が多いことなどもあり、実績と照らし合わせ、受診者数が多かったことなどを考慮したものです。

現在、平日の木曜日の利用者数は、平均1人で推移しています。今後、インフルエンザの流行時期などは、増加してくると思われませんが、今のところ、他の曜日に対する診療所の再開についての要望など「陽だまり」には寄せられておりません。

また、小児科医の配置につきましては、医師の高齢化や、慢性的な小児科医師の不足などにより、医師の確保が難しい状況にある状態は、昨年と変わっておりませんが、日曜日、祝日は、診療科目として小児科も受け入れをしております。

2. 福祉医療（子ども・障がい者・ひとり親家庭など）完全無料にしてください。

また、子どもの医療費助成制度を、入院・通院ともに、高等学校卒業まで完全無料になるようしてください。

【回答】（保険医療課）

福祉医療制度は医療保険制度の一部負担金を助成することで、対象者の健康の保持、及び福祉の増進を図るため、奈良県の医療費助成事業の要綱に基づき、市町村が実施しています。県の補助基準には、通院や入院において1レセプトごとに500円・1,000円の一部負担金を、対象者が負担することになっていますので、現在の財政状況のもとでは完全無料にすることは、実施困難と考えます。

また、子ども医療費助成制度の対象者を高等学校卒業まで完全無料にすることは、対象者が県の補助基準では、0歳から中学校卒業までとなっていますので、こちらについても現在の財政状況のもとでは実施困難と考えます。

3. 妊産婦への医療費の一部を軽減するなど助成をしてください。

【回答】（けんこう増進課）

現在、妊婦健康診査にかかる費用について最大14回まで公費負担しています。

一方、妊産婦が病気や怪我で入院や通院した場合に、医療機関に支払う一部負担金を助成する「妊産婦医療費助成制度」は、妊産婦やその配偶者の経済的負担を軽減することから

注目されており、奈良県議会が国に対し、平成30年12月に妊産婦医療費助成制度を創設するよう強く要望されています。しかし、現在のところ要望は実現しておりません。

このような中ではありますが、市単独での一部負担金の助成については、現在の財政状況のもとでは実施困難と考えております。

4. 実施中の精神障害者医療費助成制度の適用については、3級までの手帳所持者すべてを対象にしてください。

【回答】（社会福祉課）

精神障害者の医療費にかかる助成制度につきましては、自立支援医療の精神通院にかかる医療費自己負担分の助成に加えまして、平成27年4月より精神保健福祉手帳1級の方について全診療科目の入院・通院を対象に、平成28年8月より2級の方も対象に加えるという形で、段階的に拡充してまいりました。

このたびのご要望の、助成制度の更なる拡充・見直しにつきましては、他の重度障害者助成制度との公平性からも検討が必要でありますので、現在のところは困難であると考えております。

今後も障害者福祉をめぐる国や県の動向を注視しつつ、障害福祉施策の推進を図ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

5. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

1) 保護係ケースワーカーに対する研修制度を充実させてください。

・現在の研修制度について示してください。

【回答】（社会福祉課）

保護係ケースワーカーに対する研修については、厚生労働省が全国研修会を年に一回実施されており、奈良県においても制度改正等に応じ適時、研修会を実施されております。

また全国社協においては、社会福祉主事認定通信課程が実施されており、新任のケースワーカーが受講し社会福祉主事資格を取得しております。

国・県等において行われるこれらの研修に参加するとともに、保護係の体制において

はベテランと新人のケースワーカーでペアを組み、日々のケースワークと係内におけるミーティングを通じて研修を行っております。

- ・厚生労働省からの生活保護制度に係る通知類についての扱いを示してください。

【回答】（社会福祉課）

厚生労働省からの生活保護制度に係る通知に則り、遺漏のない業務を実施するように努めております。

2) 保護係ケースワーカーを増員してください。

【回答】（社会福祉課）

現在の保護世帯数に対するケースワーカーの配置基準は9人です。平成30年度にケースワーカー数8人から9人に増員し、配置基準は充足しております。

- ・2019年9月現在の生活保護受給者数をお知らせください。

【回答】（社会福祉課）

生活保護受給者数 1,013人 生活保護世帯数 790世帯 です。

- ・現在の稼働できるケースワーカーの常勤者数、非常勤者数、常勤換算した場合の総人数をお知らせください。

【回答】（社会福祉課）

稼働できるケースワーカーの常勤者数は9人で、別に常勤の就労支援員を1人配置しております。非常勤職員はおりません。

- ・現在稼働中のケースワーカー内、社会福祉主事任用資格保持者数、社会福祉士の数、その他専門資格保持者数をお知らせください。

【回答】（社会福祉課）

現在稼働中のケースワーカー9人の内、社会福祉主事任用資格保持者は6人です。

残り3名は、現在、全国社協の社会福祉主事認定通信課程を受講し、資格取得に取り組んでいるところです。

社会福祉士、その他の専門資格保持者はありません。

・保護係管理職の人数と社会福祉主事任用資格保持者数、社会福祉士の数、その他専門資格保持者数をお知らせください。

【回答】（社会福祉課）

保護係管理職は、査察指導員が1人で、社会福祉主事任用資格保持者です。

社会福祉士、その他の専門資格は保持していません。

3) 保護基準の引き下げを行なわないよう、国に申し入れてください。

【回答】（社会福祉課）

生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、最低生活が維持できるよう要望してまいります。

4) 生活保護申請について

・保護を申請する人に対しては誠実に対応してください。生活保護法に違反する「水際作戦」はやめてください。

【回答】（社会福祉課）

生活保護申請者には誠実に対応します。生活保護の相談を受けた場合もいわゆる「水際作戦」と受け取られる対応は行っておりません。今後も相談者の立場を理解し暖かい配慮のもとに、相談をお受けします。

・生活保護制度はすべての国民に認められた通常のコ利です。保護受給者を特別視するような発言はやめてください。

【回答】（社会福祉課）

保護受給者を特別視するような発言は致しておりません。今後も憲法第25条に基づき

全ての国民に認められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を尊重し、全ての市民が平等にこの権利を享受できるよう心のこもった生活保護行政を行って参ります。

- ・保護のしおり及び申請用紙は常時、窓口においてください。

【回 答】（社会福祉課）

保護のしおりは常時窓口においております。保護の相談を受けた時に保護のしおりを見てもらいながら説明をし、申請意思を確認した場合に申請用紙をお渡ししております。申請用紙を窓口においていないのは、保護の制度をしっかりと理解していただくため、職員より手渡しさせていただいているからです。ご理解の程お願いいたします。

- ・保護のしおりを充実改善し、受給者の義務の説明だけではなく、受給者が活用できる制度について、十分な説明をしてください。

【回 答】（社会福祉課）

保護のしおりでは受給者の義務と活用できる制度について記載しておりますが、充実改善に関しても取り組みを進めていきます。

- ・保護申請中の医療機関受診については「検診指示書」で対応してください。

【回 答】（社会福祉課）

保護申請中の医療機関受診の際は、保険証の代わりに「受理印を押した申請書のコピー」をお渡しして受診していただいております。

5) 熱中症対策、寒さ対策について

- ・クーラーの必要なすべての人に保護費で設置できるよう、国に申し入れてください。国による設置が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。

【回 答】（社会福祉課）

エアコンの設置については、平成30年度改正の生活保護実施要領においてエアコン設

置費用扶助の対象外となっている受給者についても、国の責任でエアコン設置の補助を行うよう近畿市長会から国に申し入れが行われているところです。

ただ、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。

現状においては国の制度でカバーできない、エアコンを設置する費用については、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を案内しております。

- ・夏季一時金の給付について国に申し入れてください。国の受給が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。

【回答】（社会福祉課）

平成30年度の猛暑の影響により、エアコンが合っても電気代の支払いを恐れ、使用を躊躇した被保護者が救急搬送される事例があったこと等を鑑みて、近畿市長会から国に、全保護受給世帯に対してエアコンの使用を躊躇することのないよう夏季加算を創設する等の所要の措置を講ずるよう申し入れが行われているところです。

ただ、市単独で補助、支給を行うことは非常に困難です。

- ・冬季暖房費の増額を国に申し入れてください。国の増額給付が実現するまでは市単独で補助、支給を行なってください。

【回答】（社会福祉課）

11月から3月までの冬季加算につきましても国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、増額を国に申し入れることは困難です。また、市独自の制度化も非常に困難です。

- ・冬季加算の特別基準については遺漏のないよう引き続き実施してください。

【回答】（社会福祉課）

冬季加算の特別基準については遺漏のないよう引き続き実施いたします。

- ・クーラーの修理費用を助成してください。

【回答】（社会福祉課）

クーラーの修理費用については、制度の助成対象ではありませんので助成できません。他の電化製品等の修理と同じく、受給されている生活保護費の中から、まかなっていただいております。

6) 通院のための交通費は原則支給すべきであることを徹底してください。

【回 答】（社会福祉課）

生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。通院のための交通費については、一定の要件を満たせば支給可能です。周知徹底については、生活保護のしおり等によりこれからも続けてまいります。

7) 各個人のケース記録については通し番号（ページ）を記載してください。

【回 答】（社会福祉課）

ケース記録には、記録した年月日を記載しています。

通し番号を記載しなくても時系列が分かりますので、記載する予定はありません。

8) 生活交通費を支給してください。

【回 答】（社会福祉課）

生活交通費に支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活にかかる費用も含めた額が支給されているものと考えます。これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

9) 生活保護費用は、人件費、事務費を含めて全額を国の負担で実施するよう、国に申し入れてください。

【回 答】（社会福祉課）

毎年要望しておりますが、負担割合を全額国庫負担とするよう、今後も要望してまいります。職員の人件費、事務費等も含めて要望してまいります。

5. 介護保険制度の充実のために

- 1) 「介護予防・日常生活支援総合事業」について、A型やB型などの「無資格者による安上がりな」サービスは実施せず、「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、第7期介護保険事業計画に於いて、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの全額自己負担化、利用料2割から3割負担の対照者の拡大、要介護1・2の通所介護の総合事業への移行、ケアプランの有料化をしないよう国に働きかけてください。

【回 答】（高齢福祉課）

本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、A型事業のみを設定しておりますが、本市のA型は複数のサービスに分かれております。その中で、従来の予防給付と同基準のサービスを設定しており、実質的に現行相当型サービスは継続しております。また、そのサービスに加えて、従来の基準を緩和したサービスも設定しております。専門職によるサービスの質は低下させることなく、ケアマネージャーによるアセスメントを適切に行い、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組みができるよう総合事業に取り組んでおります。

なお、介護保険事業計画は、各市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、国への働きかけや介護保険制度自体に対する改正案等を示すものではありません。介護保険事業を実施する中で、お寄せいただく意見や要望等については、その内容を集約・精査し、必要に応じて奈良県市長会等を通して国への働きかけを行っていきます。

- 2) 軽度者へ健康教室やサロンなどに参加を促しているが、会場へ行く交通手段がなく参加できない状況が生じている。送迎支援について市独自の補助や対策をおこなってください。

【回 答】（高齢福祉課）

総合事業の多様なサービスの中で、実施主体に補助を行う形で実施する訪問型サービスD型（移動支援）が位置づけられています。軽度者への健康教室やサロン等の住民主体の地域活動の場（通所型サービスB型）と一体的に行われる移動支援であるため、住民主体の地域活動への支援と併せて、移動支援について検討していきたいと考えており

ます。

- 3) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。
特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施してください。

【回 答】（高齢福祉課）

介護保険法では、自己負担が一定額を超えたときは申請いただくことにより、その超過分が払い戻され、負担が軽減される仕組みとなっております（高額介護サービス費）。さらにホテルコスト（食費、居住費）についても、低所得者の方の利用者負担は申請いただくことにより、所得に応じた負担限度額が設定され、負担の軽減が図れる制度となっております。これらのことから利用者の一部負担金に市が補助を行うことは考えておりません。

なお、利用者やその属する世帯の生計を維持する方が、罹災・死亡等の事情により生計を維持することが著しく困難になったと認められるときは、介護保険利用者負担額の減額特例を実施しております。

- 4) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、行き場のない高齢者をなくすために、施設入居待機者の詳細な実態調査をおこない、必要数に基づいて計画的に施設・居住系サービスの整備を進めてください。特養ホームの入所は要介護3以上の基準を機械的に実施せず、要介護者の身体的・社会的必要性に応じて判断してください。一人暮らしの認知症に対する対策を確立してください。

【回 答】（高齢福祉課）

施設整備については、3年毎に介護保険事業計画を立てその計画に基づき整備実施しております。第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度の3か年）では、介護離職者・特養待機者解消は重要な課題と位置づけ、対策として、平成30年8月に地域密着型特別養護老人ホーム・認知症対応型共同生活介護の施設を整備しました。

また、今年度で認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の併設施設の整備を行っており、令和2年4月の開設を予定しております。

要介護3未満の認定者についても、その個別の必要性に応じて、入所を検討する仕組みが設けられており、特別養護老人ホームからの特例入所にかかる意見照会に対して、重度の認知症、知的障害、精神障害、独居で地域や介護サービスの供給が不十分、養護者による虐待を受けている事例等、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合は、特例入所の要件に該当する意見を回答しています。

一人暮らしの認知症者に対する対策では、先に述べましたが介護保険事業計画に則り、24時間対応の地域密着型サービスの整備を進めております。また、平成30年4月から認知症等により外出中に道に迷う恐れのある高齢者のための見守りシール（QRコードシール）交付事業を開始しました。介護保険既存のサービスでは、福祉用具貸与としてGPS機能付きの用具が利用できるようになっております。

今後も一人暮らし認知症者対策の確立に向けて検討を重ねて参りたいと考えております。

5) 介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するように国に要望して下さい。また、介護保険会計への一般会計からの繰り入れをおこなって保険料を引き下げてください。また、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者の保険料を大幅に軽減するための減免制度を拡充してください。

【回答】（高齢福祉課）

介護保険料は介護給付費が増大するにつれて増額になる仕組みとなっております。介護保険の運営は、公費負担が50%（うち、市の一般財源は12.5%）、現役世代が27%、高齢者の方が23%を負担するよう定められております。介護のリスクに備え、みんなで支え合う助け合いの精神に基づき、介護リスクの高い高齢者自身も助け合いの輪に加わっており、市の一般会計を繰り入れ、高齢者の介護保険料を軽減することは定められた負担割合を超えて他に転嫁することとなり、助け合いの精神を否定することにもなりかねません。原則、定められた枠組みの中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額となるよう対応すべきであり、一般会計からの繰り入れについては慎重に検討すべきと考えております。また、今後の介護保険をめぐる情勢の変化等に応じて、現在の負担割合での事業運営に支障をきたすと判断する時は、国庫負担を含めたそれぞれの負担について、見直

しの要望を奈良県市長会等を通して国にしていきたいと考えております。

なお、第1号被保険者の介護保険料は原則として所得状況等に応じて、保険料の段階設定を行っております。住民税非課税の第1段階から第4段階の低所得者の方に対しては、基準額の45%から90%になるよう軽減を行っております。また、平成31年4月から更なる軽減として第1段階は37.5%に、第2段階は62.5%に、第3段階は72.5%を適用し、保険料の軽減を図っております。また、令和2年度には、第1段階から第3段階の更なる軽減が予定されております。

その他としては、利用者負担額軽減特例と同様、利用者やその属する世帯の生計を維持する方が、罹災、死亡等の事情により生計を維持することが著しく困難になったと認めるときは、介護保険料の減額・免除を実施しております。

6) 介護職員が足りない状況にあります。市独自で給料補助や育成に関する研修等、介護職員確保の対策を考えてください。

【回答】（高齢福祉課）

介護ニーズの増大や労働環境に対する不安や不満等の現状により、介護業務に係る労働力供給の確保、雇用管理の改善、若年層の介護の仕事への理解など、国全体が課題としてとらえ、これらの解決に向けてさまざまな取組みをしており、市独自での給料補助は困難と考えております。育成や研修等については、県や各種関係機関と連携しながら、必要数の確保や質の向上に努めていきたいと考えております。

本市においても、今後、中重度者からのサービス需要の増加が見込まれ、有資格者の人員確保の対策が必要と考えます。介護事業者の人員配置等に対する基準を緩和することにより、新たな雇用も生まれ、資格の有無に関わらず、家事援助等の必ずしも専門職の支援が必要でない軽度者の生活援助を担う等、柔軟なサービス提供を可能にし、人員不足のリスクに備えていきたいと考えております。

6. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

1) 昨年4月から国民健康保険県単位化が始まりましたが、保険税（料）の軽減など市民が安心して医療

を受けられる制度にするため、市として一般会計からの繰り入れや財政調整基金の活用、国に対しては国庫補助金の増額、県に対しては独自の繰入をおこなうよう働きかけてください。

【回答】（保険医療課）

保険税の軽減を図るための一般会計からの法定外繰り入れは、当市では行っておりません。

県単位化による令和6年度の保険料水準の統一のために、法定外繰り入れは解消・削減の取り組みが推進されています。

しかし、保険税を原資として県に支払う事業費納付金制度において、令和2年度まで税率改正を行わないという方針の中で、県に支払う納付金が想定よりも増加した場合や被保険者数の減少等で、保険税だけでは支弁できない事態が発生します。

その場合においては、財政調整基金を活用することで、結果として被保険者の負担を抑制することになると考えております。

国・県に対する要望は引き続き行なっています。

2) 国保税の差し押さえについては機械的におこなわず、税滞納世帯の経済状況を丁寧に聞き取り、また、保険税の滞納を理由とする保険証の取り上げや、短期証、資格証の発行についても一方的に行わずきめ細かく相談に応じてください。

【回答】（保険医療課）

国保税につきましては、財源の確保及び公平性の観点から、徴収の強化に取り組んでおります。

また、滞納世帯に対する短期被保険者証、資格者証明書の発行等についても、納税相談等による十分な聞き取りをさせていただく中で発行しております。

3) 国保税滞納世帯に対する分納は、生活再建ができる分納制度にしてください。

【回答】（保険医療課）

保険税の納付が困難な滞納世帯については、被保険者の生活状況を十分に聞きかせていただき、分納等を含む納税相談を行なっています。

4) 桜井市は特定健診の受診率が県内の市町村のなかでも低いと聞いています。市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収をおこなわないでください。

【回 答】（けんこう増進課）

特定健診の受診率向上を目指した取り組みとしましては、健康カレンダーや広報紙による告知をはじめ、継続して受診券を活用した受診勧奨を行っています。

6月から始まる健診にあわせ、5月中旬ごろ、対象者に受診券を個別送付しており、自身が年度中に受診できる健診が一目で分かるようになっており、また、持ち運びに便利のように折りたたんで財布に入るサイズとなっています。

さらに、受診券送付の際、特定健診受診対象者には、勧奨チラシもあわせてお送りしております。また、医療機関には、受診券をお持ちいただいた方に健診の案内をしていただくようお願いをしております。

今年度は、健診を受診した方に、1,000 円の商品券をプレゼントすることで実質受診費用が無料になるインセンティブをおこなっています。

以上のような取り組みをおこなうことで受診率向上に努めています。

国保受診者に対する一部負担金の無料化につきましては、現在の財政状況のもとでは実施困難と考えております。

5) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障がい者、ひとり親家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化してください。また、65歳以上の人の自己負担金を減額してください。

【回 答】（けんこう増進課）

インフルエンザ予防接種の公費負担については、国の定めに則り、65歳以上の人を対象に実施しており、対象者を拡大し任意接種に公費負担することは、現在の財政状況のもとでは実施困難と考えております。

次に手続きに関してですが、障害者手帳をお持ちの人については、60歳から64歳でも障害の種類により接種可能な場合もありますので、事前にお問い合わせをお願いします。

生活保護受給者につきましては、病院窓口で「生活保護受給者証」を提示していただければ無料で接種していただけるよう、医療機関と連携し手続きの簡素化に努めております。

しかし、低所得世帯（非課税世帯）に該当する人については、課税状況の確認が必要ですので、けんこう増進課で事前の手続きが必要となります。お手数ですが、従来どおりらい所によりお手続きをお願いします。なお、来所が困難な場合は、家族や代理人でも手続きは可能です。

65歳以上の自己負担金については、現行どおり、1,500円の負担をお願いします。

- 6) 夜間診療にてインフルエンザ予防接種をされる低所得世帯の方の確認作業に関して、接種翌日を可能にするか、日中同様確認が取れる体制をつくってください。

【回 答】（けんこう増進課）

接種後の確認作業を行うことで、自己負担金が発生した場合、返金などの手続きが生じ、かえって接種者の負担が生じることが考えられます。

また、夜間に日中同様の確認作業ができる人の配置など、体制を整えるための費用を捻出することは、現在の財政状況のもとでは困難と考えております。

上記のことから、現行どおり、接種前の確認とさせていただきますようお願いいたします。

- 7) 肺炎球菌ワクチンの接種について、平成31年度より65歳のみを対象となってしまいますが、万が一接種が出来なかった場合の救済処置として接種権利の再申請制度を設けてください。

【回 答】（けんこう増進課）

高齢者肺炎球菌ワクチンの公費負担の対象年齢については、その年度に65歳以上の5歳きざみの年齢になる人、もしくは60～64歳で身体障害者手帳をお持ちの人が対象となります。

ただし、公費負担は生涯に1回だけが対象になっておりますので、自費・助成に関わらず過去に一度でも接種された人は対象外となります。

7. 後期高齢者医療制度について

これまで低所得者の保険料を最大で9割軽減していた「特例軽減」が段階的に廃止をされるが、何人の被保険者に影響がでるのか、また、普通徴収の対象者は被保険者全体の3割を占めるが、これらの保険者は経済的にも苦しく、寝たきりや引きこもりの方もおられ市役所へ行くのも困難です。市も訪問などをおこなって相談に応じるなど、丁寧な徴収体制をとってください。

【回 答】（保険医療課）

令和元年7月1日の賦課期日において、9割軽減対象者は2,226人です。

また、被保険者の3割を占める普通徴収対象者の保険料の徴収については、丁寧な対応を心がけます。

III 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題について

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、地域の活性化に向けた取り組みを進めてください。

【回 答】（商工振興課）

中小企業の支援対策として、中小企業融資に併せ、事業開始前から設備投資等への融資を可能とするため平成28年度より創業者向け融資の創設を行い、利子の一部補給及び債務保証料の補給を実施すると共に、木材産業への支援対策として、融資に対する利子の引き下げを継続して行っています。

地域の活性化に向けた取り組みとしては、市内商店街で実施されるイベント等に対し、平成25年度より商店街活性化事業補助金を創設し補助を行っています。また、平成30年

度より宿泊事業者向けの融資を創設し、滞在型観光を推進することにより市内消費の促進を図っています。

また、木材産業の振興策としましては、平成 25 年度より市内製材木等利用促進奨励金を創設し、市内で製材された木材や奈良県産材を使用して住宅を新築または増築、リフォームを実施した場合に奨励金（市内共通商品券での交付）を交付しています。

そして、平成 29 年 9 月に大幅なリニューアルを行いました「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄付金」におきましては、平成 30 年度では 4703 件、約 1 億 2414 万円のご寄附をいただき、全国に希望された市内の特産品が配送されております。また、令和元年度につきましても、桜井市商工会と連携の下、市内の魅力ある約 600 品目の返礼品をそろえることができ、10 月 31 日までで 3694 件、約 9059 万円のご寄附をいただいております。

このように市内の事業者の方々に、ふるさと納税の返礼品として自社の自慢の商品を登録していただくことにより、市内事業者の販売額の向上につながり、ひいては地域経済の活性化にも繋がるものと考えております。

お尋ねの全市民を対象とした生活実態調査は実施しておりません。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起こっています。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめてください。
- 納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じてください。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

【回 答】（税務課・保険医療課）

市税・国民健康保険税につきましては、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の観点から徴収の強化に取り組んでいるところです。

納税困難ケースについては、納税者の生活状況等を十分聞かせていただき、分納等を含む納税相談を随時行っておりますが、納期限後、文書による催告等を発送した後も納税が無く、また何ら連絡も相談もない滞納者に対しては、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

なお、「差押」は「最終手段」と捉えていますので、それまでに、必ず、納税相談に来ていただきますようお願いいたします。

3. 「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じるとともに、「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施枠を広げてください。「住宅リフォーム助成制度」を市でも早期に実現してください。

【回 答】（営繕課）

「住宅相談窓口」につきましては、6月から偶数月の第3木曜日に事前予約制で実施し、住まいづくりアドバイザーにより相談に応じております。今年度の実績ですが、「既存木造住宅耐震診断」につきましては、1件あったものの、改修には至っておりません。

今後、申込件数が多くなった場合は、実施枠の拡大も慎重に検討して参ります。また、「住宅リフォーム助成制度」につきましては、自宅を新築・改築及びリフォームを実施する際に、奈良県産材や市内で製材された木材を一定量使用し、所定の基準を満たす物件に対して交付しておりますが、地元業者による住宅改修に対する助成制度は現在ございません。今後は地域活性化を考慮し、慎重に検討してまいります。

IV 子育て支援について

1. 保育所および避難所の耐震化を含む改修を早急におこなってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップなどの徹底や市民に避難経路、避難訓練などをおこなってください。また、避難用備蓄庫の点検も毎年おこなってください。

【回 答】（児童福祉課）

保育所の耐震化につきましては、平成26年度に第一保育所の耐震補強工事を行いました。耐震化のできていない保育所につきましては、「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」をもとに、各施設の児童数の推移を考察しながら、統廃合も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

なお、緊急を要する改修につきましては、随時対応し、子どもの安全に努めてまいります。

【回 答】（危機管理課）

公共施設の耐震化は、公共施設再配置方針をもとに統廃合も視野に入れて進められていることから、避難所に指定している公共施設についても同様の考え方でございます。避難経路につきましては、災害の種類や規模によって避難経路が特定できないことから、自主防災会の避難訓練等での複数の避難経路の確認などを呼びかけていきたいと考えております。指定避難所の所在につきましては、ホームページへの掲載、ハザードマップ等の記載及び平成28年4月に暮らしの便利帳を配布し周知しているところです。

避難訓練の実施につきましては、住民参加型の訓練として、地域内の自主防災会や自治会等との連携により、発災時の消火活動や避難所までの集団避難等の訓練を実施しております。今後、災害種別ごとの避難訓練や、住民による避難所開設・運営の訓練に取り組んでいきたいと考えております。

また、拠点となる避難所として小中学校等に防災倉庫を設置しており、その点検については、避難所担当職員により年4回実施しております。

2. 市内保育所を民間委託することはおこなわないでください。すでに民営化された、第4保育所（桜井学園）についても公立保育水準や環境の質など低下させないでください。認定子ども園のような新システム導入はしないでください。

【回答】（児童福祉課）

公立保育所の民営化、認定こども園化については、「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」をもとに検討してまいります。民営化した保育所では、乳児保育、延長保育など、じゅう分に運営を行っていただいております。

3. 安倍幼稚園、桜井西幼稚園の3年保育を速やかに実施してください。

【回答】（学校教育課）

幼稚園における3年保育については、幼児・保護者のつながり、集団生活への慣れ、社会性の獲得等、それぞれの必要性を十分理解しております。

しかしながら、幼稚園ではその募集において園区を設けておりません。その中で、待機児童がないこと、今後、園児数が減少する等の状況より、現体制での3歳児保育を考えています。

今後、地域や保護者のニーズなどの変化に対応した桜井市にあった幼稚園のあり方を検討していきたいと考えています。

4. 災害時の避難所にもなる体育館にエアコンを早急に設置してください。

また、エアコンの設置は地元業者を優先してください。

【回答】（危機管理課、教育委員会事務局総務課）

現在、避難所として開設する各小中学校の体育館へのエアコン設置につきましては計画がございませんが、暑い時期や寒い時期の避難生活は体調を崩す避難者が出ることも考えられることから、必要に応じて、スポットクーラーや暖房機をレンタルするなどして対策することとしております。また、体調を崩しやすい高齢者や小さな子どもさんなどがいる場合には、学校の授業活動にできるだけ影響がでない範囲で、臨時的にエアコンのある部屋で滞在できるように配慮いたします。

5. 17歳以下の子ども貧困率は、16.3%と過去最悪で大きな社会問題となり、また生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増し、全国的に深刻化しています。このような状況のなか、就学支援を希望する世帯が増えています。入学準備金の支給は入学前の早い時期に支給となりましたが、就学支援の認定基準を引き上げて、就学援助金の支給は年度はじめの早い時期にしてください。

【回答】（学校教育課）

入学準備金の支給時期については、平成31年度入学児童生徒より入学前の実施となりました。

援助対象者の認定については、桜井市就学援助費支給要綱第2条第2項より、前年度所得が生活保護法第8条の規定により厚生労働省が定める基準を基に、教育委員会が定める基準額を下回る者と定められています。この基準をもとに公正に審査しているところで

認定基準については、他都市の状況及び本市の支給状況等の研究を行い、検討を進めてまいります。

6. 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う給食費の保護者負担が生じないように助成してください。

【回答】（学校教育課）

無償化に伴い幼稚園では、概ね世帯年収が360万円以下の子ども、及び小学校3年生以下の子どもから数えて第3子以降に該当する子どもは、月額の上限はありますが、給食のおかずなどの副食費が補助されます。

【回答】（児童福祉課）

無償化に伴い保育所では、概ね世帯年収が360万円以下の子ども、及び小学校未就学の子どもから数えて第3子以降に該当する子どもは、副食費が免除されます。

7. 同一世帯の子どもが複数在籍する場合は、学校給食費の軽減などの助成をしてください。

【回答】（学校給食センター）

学校給食費については、学校給食法第11条2項において、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担となっておりまして、全国のほとんどの自治体はこれに基づいて学校給食費を保護者に負担して頂いております。本市の場合、今年度の学校給食賄材料費の予算は2億2千211万2千円であり、学校給食費として保護者の皆様から頂いております。なお、このほかの給食を作るために必要な施設にかかる費用、光熱水費、人件費等の諸費用は市が負担しています。

さて、奈良県内では6村で給食費の公費負担措置がされていますが子育て支援・少子化対策や過疎化対策等としての取り組みの性格が強く、児童・生徒の数が少ないため、実施可能だったとみられます。本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て世代に選ばれるまちづくりや定住促進対策については、重要な課題として位置づけしており、これらの課題に対して様々な施策を講じて取り組みを進めているところであります。

す。給食費の保護者負担の軽減もこれらの課題に対して一つの施策として有効性はあるかと考えますが、創生総合戦略には、施策として取り入れておりませんので、ご理解の程よろしく願いいたします。

今回ご提案の多子世帯への給食費の補助につきましては、現在、実施している市町村の状況や今後の動向等をみながら必要性・可能性等を調査・研究してまいりたいと考えております。

8. 学校給食のパンは、国産小麦を使用し、他の食材の地産地消をさらにすすめてください。

【回 答】（学校給食センター）

学校給食のパンについては公益財団法人 奈良県学校給食会を通して各学校に提供されています。令和元年度の給食パンの小麦粉の配分については、奈良県産 10%及びカナダ産 50%以上並びにアメリカ産のブレンド小麦となっています。給食会としても国産比率を高める方針で金額や品質面のバランスを加味し取組まれているところです。

地産地消に係る食材の内訳として、平成 30 年度食材の国内産利用割合は 77.15%、県内産 16.96%となっており県内産食材は増加しております。

これまでも野菜の旬の時期に合わせて仕入れの入札業者に出来るだけ奈良県産及び桜井市産の農産物の使用を行ってきました。平成 31 年 2 月から桜井市産の野菜調達と桜井市産以外に分けて入札を行っております。

市内産の野菜で 4,500 食の用意が出来る食材が少ないという課題はありますが、出来る限り桜井市産を優先して選定しています。

また、野菜以外の加工食品として「三輪そうめん」を使用し、にゅう麺やフライの衣に練り込んだ新しいメニューの開発に納入業者と共に考え、献立メニューに取り入れ地産地消に努めてまいります。

9. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにしてください。②市内小中学校のスクールカウンセラーを増やして下さい。

【回 答】（学校教育課）

① いじめのない学校にしていくために、学校・家庭・地域・関係機関との連携が大であり、中でも保護者との共通理解や協力は特に必要であると考えています。

日頃より子どもたちの様子についての家庭連絡を大切にするとともに、学校だより・学年や学級通信・ホームページなどを使い、積極的に情報を発信しています。また、オープンスクールや参観日など設定し、学校の様子を見ていただいています。今後も地域に開かれた学校づくりに取り組んでいきたいと考えています。

② スクールカウンセラーについては、奈良県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーを市内全ての中学校に配置し、市のスクールカウンセラーとともに相談活動を実施しています。スクールカウンセラーを中学校区に配置することで、中学校の生徒、保護者だけでなく、小学校の児童、保護者にも対応できるよう取り組んでいます。いじめ、不登校、虐待、問題行動等で精神的な苦痛を感じている子どもたち、保護者の負担を少しでも軽減し、解決するカウンセラーの必要性は増加していると考えています。今後も充実した取組ができるよう県へも要望していききたいと考えています。

10. 「先生が足りない」と全国でも大問題となっています。桜井市の幼小中学校園での教職員の配置について、各学校園ごとに、今年度10月1日現在（または、2学期開始時）の教諭数・講師数を明らかにして下さい。

【回 答】（学校教育課）

校長、教頭、教諭等の配当基準については、国の基準により編成された通常学級数の規模に応じた数及び特別支援学級数により教員数が配当されます。また、少人数学級編成等、各学校の実情に応じて、教職員が加配措置されます。非常勤講師が配置されている学校もあります。桜井市では市費講師や特別支援教育支援員を配置し、各校の教育活動がより充実するよう取り組んでいるところです。

・今年度の各小中学校の教員定数は以下の通りです。

桜井小13（管理職2・教諭9・講師6）

城島小21（管理職2・教諭16・講師6）

安倍小 20 (管理職 2・教諭 16・講師 5) 朝倉小 12 (管理職 2・教諭 9・講師 1)
大福小 19 (管理職 2・教諭 18・講師 5) 初瀬小 10 (管理職 2・教諭 8・講師 2)
三輪小 11 (管理職 2・教諭 7・講師 5) 織田小 11 (管理職 2・教諭 9・講師 2)
纏向小 11 (管理小 2・教諭 8・講師 3) 桜井西小 20 (管理職 2・教諭 18・講師 5)
桜井南小 20 (管理職 2・教諭 17・講師 4)
桜井中 30 (管理職 2・教諭 29・講師 7) 桜井東中 11 (管理職 2・教諭 9・講師 5)
大三輪中 15 (管理職 2・教諭 14・講師 3) 桜井西中 18 (管理職 2・教諭 18・講師 5)

・各幼稚園の教員数は以下の通りです。

三輪幼稚園 (園長 1・教諭 2・講師 1) 桜井西幼稚園 (園長 1・教諭 2)

桜井南幼稚園 (園長 1・教諭 5・講師 3) 安倍幼稚園 (園長 1・教諭 2・講師 1)

織田纏向幼稚園 (園長 1・教諭 2・講師 2)

11. 市立図書館の閉館時間は、現在、午後 5 時ですが市内中心部から離れているため平日は通勤、通学の利便性を考慮して午後 7 時まで延長してください。また、読書会サークルなどが利用しやすいように無料で会議室を使用できるようにしてください。

【回答】(社会教育課)

図書館の開館時間については、要望を受け平成 21 年度より 30 分拡大し、午前 9 時～午後 5 時までとなっています。また、平成 25 年度から指定管理者の企業努力により、期間を定めて午後 7 時と午後 8 時までの夜間開館を試行、その結果を踏まえ、今後については研修室や地域におけるイベントの開館時等に合わせながら、効果的・弾力的に開館時間の延長を協議してまいりたいと考えております。

また、研修室の利用につきましては、特定の団体を優先することなく、受益者負担をお願いしております。

12. 市内で安心・安全に遊べるよう公園整備や遊具の点検と設置、親子で集える大型公園などの新設をして下さい。

【回 答】（都市計画課）

鳥見山緑地公園につきましては、平成 30 年度から工事に着手しておりますが、まずは令和 2 年度までの期間で、公園西側に設置を予定しております散策路を保護する為の法面補強工事を実施する予定をしております。その後、令和元年、2 年度に予定しています新庁舎の建設もふまえながら、整備を進めていきたいと考えております。

桜井中央児童公園（シャルトル公園）につきましては、平成 30 年度において、実施設計を行い、令和元年度は、トイレやあずまやなど、公園の東半分の整備を進め、令和 4 年度には、再整備を完了する予定をしております。

また、市が管理している都市公園につきましては、遊具関係は専門業者による安全点検と職員による定期パトロールを実施し、修理が可能な遊具等につきましては修繕を行うことにより、長寿命化を図っており、危険と思われるものは使用停止又は撤去をして、老朽化が起因となる事故の防止に努めております。

V 高齢者支援について

1. 桜井市総合福祉センター「竜吟荘」は高齢者にかかわらず、市内・市外の方も利用できるようになりましたが、利用者の 9 割が 60 歳以上の高齢者です。平成 26 年度から浴場施設が利用者負担で再開され、センター行きのコミュニティバスの料金が往復 200 円で利用できるようになりましたが、あまり施設の利用者が増えていません。コミバスの利用者がほとんどいないからです。廃止をされた巡回バスの再運行やデマンドタクシーの運行をおこなってください。

【回 答】（行政経営課）

公共交通は、日常生活における通院、通学や買い物等の生活路線として整備をいたしております。

運行にあたっては、鉄道駅や既存のバス停からの距離を勘案し、運行実績を踏まえてそれぞれの地域特性に応じた交通手段の整備を行っているところです。

ご指摘のとおり、今後、高齢化が進むことが予想される中、公共交通が担う役割は大きくなるものと考えております。持続可能な公共交通とするため、絶えず運行状況について点検し、高齢者の皆さんが使いやすい運行に努めてまいります。

市南部地域につきましては、現在、コミュニティバス多武峯線を運行しておりますが、この路線では、通院や通学、買い物等以外に談山神社や聖林寺、音羽観音等の名所旧跡が沿線上にあり多数の乗降客を運ぶ必要がございますことから、現行の路線バスの形態が適しているものと考えております。

しかしながら、巡回バスの廃止に伴い、総合福祉センターの利用も減少したことも事実であります。

今後は、乗降状況や竜吟荘の利用状況を見ながら、ご利用していただきやすい便の設定について検討し、利用促進に努めてまいります。

2. グランビレッジ倉橋と「竜吟荘」とが連携して双方の施設を利用することや、各種イベントなどの交流をおこなうために「覚書」を交わしていますが、施設の利用者や市民から要望があれば、市の方から積極的に事業者に働きかけてください。

【回答】（高齢福祉課）

本年の9月議会で吉田議員の一般質問にお答えしたとおり、今後、施設利用者や市民から、連携事業の要望等があれば、市として積極的に両施設にはたらきかけ、事業の実施に向けて協力していきたいと考えております。

2. 桜井市でも一人暮らしの高齢者が多く、中山間地域では過疎化が進み、高齢者をはじめとする買い物弱者といわれる人たちが、どのような要求をもっているのかアンケート調査をおこなってください。

【回答】（高齢福祉課）

桜井市では、3年ごとに「桜井市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しております。策定にあたり、65歳以上の市民の方約2000人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。当該調査は、高齢者保健福祉について様々な項目に回答いただき、寄せられた意見や要望等について日常生活圏域ごとに分析し、地域特性等を

踏まえながら計画策定に活用しております。また、当該調査に寄せられた意見や要望等については、計画策定にとどまらず総合事業のサービス事業や一般介護予防事業等の検討にも活用しております

VI 桜井市の纏向遺跡等の観光地について

1. 纏向遺跡の発掘調査はわずか2%です。「纏向遺跡・纏向古墳群の保存・活用計画書」にもとづき、遺跡の全容解明と整備を急いでください。遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存と管理については、纏向遺跡及び纏向古墳群全域を対象にして全面保存と国の史跡指定を受けてください。

【回答】（文化財課）

纏向遺跡につきましては、遺跡の範囲が広大であることに加え、区域内にいくつもの集落が点在していることから、短期間に調査を進め全域を指定するという事は、非常に困難な状況にあります。

そのため、史跡指定については古墳や集落中枢部などの重要地点で、範囲確認調査の完了した部分から順次史跡指定を行う方向で国から指導を受けており、平成25年、30年度には、大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地を、平成28年度には箸墓古墳周濠が史跡指定となったところであります。

今年度も史跡纏向石塚古墳及び史跡纏向遺跡の辻地区に隣接した民有地を追加指定すべく地権者の方々と調整をはかりながら意見具申の準備をおこなっているところであり、今後も「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群―保存・活用計画書―」に基づき、追加指定などの保存事業や実態解明のための確認調査、活用事業などの進め方についても国や県、各委員会（纏向遺跡調査委員会・纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会）などの御指導を頂きながら作業を進めていきたいと考えております。

2. 纏向遺跡センターエリアとしての史跡大田地区に、遺跡を解説するガイダンス機能等の整備事業を急いでください。

【回答】（文化財課）

史跡纏向遺跡太田地区は纏向遺跡の整備事業の核となる地点と位置付けており、平成

28年度事業として便益施設の建築をさせて頂きました。平成30年度から今年度にかけては便益施設西側の広場の造成と整備工事を行ったところです。市としましても纏向遺跡のガイダンス施設の整備は最も優先すべき課題の一つと捉えておりますので、財政状況や多くの課題解決のための事業などとの優先度を勘案しつつ、着実に、そしてできるだけ早期に事業を進めてまいりたいと考えております。

3. 箸墓古墳の隣接地の周濠部エリアについて、国史跡への指定を受けましたが、今後の整備事業の方法として、国営公園としての保存と、遺跡博物館を設置するよう国や県に働きかけてください。

【回答】（文化財課）

箸墓古墳周濠隣接地につきましては開発事業が計画されたことに伴い、遺構や景観の保全を目的に事業者の協力を頂きながら平成28年度に史跡指定を受けることができ、現在は指定地の公有化事業を行っているところです。

今後の整備手法につきましては国や県、各委員会などのご指導を頂きながら計画を考えていきたいと思っておりますが、基本的には史跡公園として箸墓古墳の墳丘の裾や周濠などの関連遺構の明示を行うとともに、遺跡を訪れた方に活用いただくためのガイダンスゾーンや、休憩所などの設置を行いたいと考えています。

なお、周辺地区をも含めた国営公園化や遺跡博物館の設置につきましては、将来的な課題として視野に入れ、国や県と調整を計りつつ整備事業の立案を行っていききたいと考えております。

VII 新庁舎建設について

何十年に1回という大きな事業でもあり、国からの有利な財政支援が得られるといっても、借金で新庁舎を建設することから、将来的にも市民の暮らしや医療、福祉、教育の予算にしわ寄せがいかないようにしてください。事業費を予算の枠内に抑えて市民にとって利便性が高く、障がい者や高齢者に優しいユニバーサルデザインにしてください。

【回 答】（庁舎建設室）

桜井市の新庁舎建設事業につきましては、交付税参入のある国の有利な財政措置「市町村役場機能緊急保全事業」を最大限に活用し、事業を進めています。また、新庁舎の建設事業を進めるにあたりましては、基金の積立を年次的・計画的に行い、今後の中長期的な財政状況も踏まえながら、その平準化に努めています。さらに、地域交流センターや地域交流広場の整備には、国や県の補助制度も活用し、極力、市民生活に影響が出ないように事業を行っています。

新庁舎の建設費を含む事業費予算は、物価変動等の特殊な事情を除き、事業費が大きく膨らむことのないよう「継続費」による予算組みを行っており、全体の予算枠を先に示し事業を進めているところであります。

なお、吉田議員さんにおかれましては、市議会の新庁舎建設特別委員長として、新庁舎建設事業についてご審議をいただき、さらに、平成29年度には、新庁舎建設検討委員会の委員として、新庁舎建設基本計画の策定にも関わっていただきました。その後、基本設計を策定し、平成30年度には、設計及び施工事業者の募集と選定を行い、今年の2月から実施設計を進めているところです。

実施設計では、基本計画と基本設計で定めた基本方針及び設計方針の一つであります「市民の皆さんが使いやすい庁舎」を目指し、設計業務を行っているところです。具体的には、ユニバーサルデザインに対応した庁舎とするために、新庁舎の1階、2階の低層階に窓口機能を集約したワンフロアサービスの実施、また、授乳室やだれでもトイレなどを設置し、障がい者はもちろんですが、子どもから高齢者まで、誰もが使いやすい庁舎を目指し、事業を進めています。

VIII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現してください。
以下の危険箇所への安全対策を実施してください。

1. 観光や買い物で市内を安全に通行できるように駅前南口付近歩道や自転車道の整備、下水工事などで補修道路が通行しにくくなっている箇所が市内たくさん見受けられます早急に整備をしてください。

【回 答】（土木課）

桜井市が管理する道路には歩道が整備されたものもありますが、ほとんどのものが歩道もないのが現状です。今後は、駅・公共施設・福祉施設・市民が利用する公共性の高い施設が集まった「JR・近鉄桜井駅周辺地区」について、バリアフリー基本構想の策定に基づき計画的に整備してまいりたいと考えております。

市道の舗装補修工事は、計画的に随時行っているところではありますが、舗装の老朽化に補修工事が間に合わない状況です。道路パトロール等を行い、出来る範囲で職員が修繕し対応しています。市民の方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

2. 台風など水害によって桜井市内においても、がけ崩れや道路の陥没など大きな被害をもたらしています。早急に風水害に対する防災対策を講じてください。特に、河川状況の現状の把握に努め、必要な措置をとってください。

【回 答】（土木課）

土木課では、浸水被害の軽減を図るため、貯留施設や水路改修工事を進めています。

今後は 大和川流域総合治水対策を奈良県と連携しながら進め、引き続き地元の協力を得ながら維持管理に努めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

3. 慈恩寺など大和川の堆積物除去を定期的におこなってください。また、今年も台風襲来により、要望していた谷仁王堂付近の寺川が危険水位まで上昇し付近の住民の不安が増したことから雑草が多く繁茂し豪雨災害の危険性が高くなる可能性があるため、早急に除草してください。

【回 答】（土木課）

大和川及び寺川の管理区分は、奈良県中和土木事務所となっております。実情を踏ま

えて要望いたします。

4. 粟殿宮元町の倉橋ため池用水路の横の市道が狭くなっているところがあります。自動車の幅とガードレールとの隙間が少ししかなく危険です。道路の拡幅を急いでください。

【回 答】（土木課）

一部狭隘な部分があり、粟殿区からも改善要望が提出されております。粟殿区とも協議し改善の検討を行っております。

5. 市内公共施設、公園などにおけるトイレの洋式化をしてください。

【回 答】（都市計画課分）

都市公園でトイレが設置されている公園（7箇所）の内、洋式トイレがない公園は 4 箇所ありますが、その内、桜井中央児童公園につきましては、再整備に合わせて、令和元年度に洋式化を致します。

6. 下水道について整備計画を明らかにして、普及を早くすすめてください。

【回 答】（下水道課）

下水道整備計画につきましては、桜井市のホームページに社会資本総合整備計画を掲載しており、また、計画の詳細については、下水道課の窓口にて対応しております。

下水道整備につきましては、上記計画に基づき整備を進めており、地元要望等に対しても各大字区長と協議を行い、計画的に整備してまいりたいと考えておりますのでご理解よろしく願いいたします。

7. 奈良交通多武峯線の竜吟荘バス停へは、南口からは一日片道 2 本しかなく、利用者から増便してほしいとの声が上がっています。早急に改善してください。

【回 答】（行政経営課）

竜吟荘バス停（桜井市総合福祉センター）への直接乗り入れについては、ご質問にもあ

りましたとおり、桜井南口発が9時45分発と、10時50分発の2本、竜吟荘発が14時40分発と、15時44分の同じく2本ございます。時刻表を設定する際には、竜吟荘にも相談しながら、一番ご利用しやすい時間帯を設定させていただいております。

また、その他の時間帯については、竜吟荘横の倉橋池口が最寄りバス停となり、合計で行き10本、帰り10本の便を設定いたしております。今後は、乗降状況や竜吟荘の利用状況を見ながら、ご利用していただきやすい便の設定について検討し、利用促進に努めてまいります。

8. 2メートルを超える民間の建物で倒壊の危険性のあるブロック塀について、調査対象として早急に補修や撤去費用を補助してください。

【回答】（営繕課）

「民間のブロック塀の撤去に対する補助」につきましては、今年度より実施しております。今年度は、現時点で2件の申込がありました。申込には条件があるものの、今後も引き続き、制度を実施してまいります。

9. 巻向駅や三輪駅駅舎の整備をJR西日本本社に要望してください。

【回答】（行政経営課）

巻向駅、三輪駅につきましては、地元の住民の皆さんが乗降する駅であるとともに、それぞれ纏向遺跡や大神神社といった史跡に、来訪者が訪れる玄関口としての機能を併せ持っております。

ご指摘のとおり、両駅ともに老朽化が進んでおるところから、これまでも駅舎の建て替えや環境整備についてJR西日本に要望し協議してまいりましたが、今後も引き続きまちづくりの進展に併せ要望してまいります。

10. 三輪駅へのエレベーター設置をJR西日本本社に要望してください。

【回答】（行政経営課）

現行の三輪駅につきましては老朽化が進んでおり、現状でのエレベーター設置は難しいものと考えられます。

今後、三輪駅の駅舎の建て替えや環境整備の要望をJR西日本に行く際には、ご要望の内容も含め、駅舎のバリアフリー化について協議してまいります。

1 1. 金屋の河川敷公園の階段に、高齢者が安心して下りれるように手すりを付けてください。

【回 答】（土木課）

金屋の河川敷公園の所有は奈良県にあり、維持管理については桜井市が対応しているため、手すり等の設置を奈良県に要望してまいります。

1 2. エルト2階の市民活動交流拠点をついでも利用できるようにしてください。

【回 答】（市民協働課）

市民活動交流拠点につきましては、条例に基づく適正な運営を行うため、平成30年9月議会で「市民活動交流拠点設置条例」が議決され、平成31年4月のリニューアルオープンに合わせて施行されました。

市民活動交流拠点の休館日は、同条例第4条第2項により、原則として土・日・祝日、年末年始としたうえで、市長が認める場合は変更を行うことができるとし、実際に7月からは、まほろばセンターの館内清掃のため、毎月第3火曜日を臨時休館日としております。

現在、交流拠点には、市民活動の支援や拠点の管理のために、臨時職員を1名配置しています。また、交流拠点の作業スペースには、登録団体が使用できる輪転機や紙織機等の備品や登録団体の消耗品等がおいてあります

土・日の利用につきましては、活動交流拠点への職員の配置、施設や備品等の管理など、クリアすべき課題がございます。しかしながら、今回のご要望や、これまでにもご利用者の方からのご要望もいただいていることから、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上